

〇中小企業に該当する企業	
産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人

事業所ごとに  
正本1部、コピー2部 作成  
毎年6月30日までに提出

許可番号	派43-〇〇〇〇〇〇
事業所枝番号	3桁で表記 001
許可年月日	平成〇〇年〇月〇日

2面～6面 年度報告(第1面の8欄の期間の報告)  
7・8・9面 6月1日現在の状況報告

労働者派遣事業報告書 (年度報告)  
(6月1日現在の状況報告)

労働者派遣事業の詳細については、  
「労働者派遣事業関係業務取扱要領」を  
ご確認ください。  
※厚生労働省ホームページに掲載しています

令和 年 月 日  
提出日  
・法人は、会社名及び代表者の氏名を記載  
・個人は代表者の氏名を記載

厚生労働大臣 殿

黄色のセルは事業主に係る情報  
その他は全て事業所に係る情報

提出者 株式会社 労働商事  
代表取締役 労働太郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきがいしゃろうどうしょうじ		
1 氏名又は名称	株式会社 労働商事		
2 住所	〒(860-****) 熊本県熊本市西区春日*-*-* (096) ***-****		
(ふりがな)	ろうどう たろう	役名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	労働 太郎	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃろうどうしょうじくまもとしてん		
4 事業所の名称	株式会社 労働商事 熊本支店 派遣の許可申請を行っている事業所の名称及び所在地を記入(ビル名等も忘れずに)		
5 事業所の住所	〒(860-0000) 熊本県熊本市西区春日*-*-* 〇〇〇ビル*階 (096) ***-****		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 2 中小企業	左上の表参照 ※総務省ホームページより検索できます。	
7 産業分類	名称	決算期末日における事業主の主たる事業を日本標準産業分類の細分類で記載	分類番号 4桁の細分類番号を記載
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日 報告の対象となる事業年度の期間を和暦で記載 6月1日現在の状況報告のみの事業所は斜線を引いてください。(併せて、11、12、13欄は、記入不要)		
9 民営職業紹介事業との兼業	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	許可・届出番号	43-ユ-*****
10 親会社の名称	説明にある①～③のいずれかに該当する者が法人の場合のみ記入 職業紹介事業の許可を受けているかどうか		
	①労働者派遣事業の許可番号	派43-*****	②民営職業紹介事業の許可・届出番号 43-ユ-*****
11 請負事業の実施	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	うち構内請負の実施	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

12 備考	「親会社」とは ①議決権の過半数を所有している者 ②資本金の過半数を出資している者 ③事業方針の決定に①②と同等以上の支配力を有すると認められる者	製造業に分類される事業者であって、発注者の事業所構内において自社の雇用する労働者を使用し生産活動を請け負っている場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を○で囲む
-------	--	--

※労働局記入欄  
11欄は、対象年度内に、業務請負(委託)契約があるかないかを記載  
請負事業とは・・・客先で行う業務をまるごと受ける請負(委託)契約のことをいいます。  
人材派遣ではないので、客先での業務を行う者には客先からの指揮命令は発生しません。  
社労士による提出の場合は提出代行印を押印してください。

第2面～6面は年度報告です。  
様式11号(第1面)8欄の期間が、報告対象期間となります。

同じ職場 = 組織単位

I 年度報告

通算雇用期間とは実際に雇用された期間

「見込み」とは... 通算派遣期間 + 個別契約書の派遣期間

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

(2) 労働者派遣事業の売上高

報告対象期間末日現在の 実人数を記載	計	通算雇用期間 が1年以上の 派遣労働者		通算雇用期間 が1年未満の 派遣労働者	
		うち同じ職場 に1年以上派遣 見込みの者	うち同じ職場 に1年以上派遣 見込みの者	うち同じ職場 に1年以上派遣 見込みの者	うち同じ職場 に1年以上派遣 見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3

事業年度における事業所ごとの

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

事業年度における事業所ごとの

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

※登録制度のある事業主のみ  
登録者のうち、対象期間中に就業した実人数 制度がない場合は"0"

「日雇派遣労働者」とは  
日々又は30日以内の期間を定めて派遣元事業主に雇用される者  
※30日以内の期間を定めた雇用契約を更新して通算30日を超えるような場合も日雇派遣労働者となる。

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	報告対象期間内に締結した個別契約の件数									労働者派遣契約がなかった	
	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え1年2月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの		
記入漏れに注意											実績が無ければ「0」

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 教育機関 4 その他	受講した派遣労働者数	実績のみ記載。 報告年度内の新規雇用者、 作業内容や就業場所の	
				1人当たりの平均実施時間	実施時間は時間(H)で小数点2桁まで
イ 3 8	作業手順訓練	2	1	30	1.50
ロ					
ハ					
ニ					
ホ					

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
上位5社の法人名と本店住所(市区町村まで)を記載	

労働安全衛生法第59条第1項(雇入れ時の教育)の場合  
労働安全衛生規則第35条第1項  
1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること  
2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること  
3 作業手順に関すること  
4 作業開始時の点検に関すること  
5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること  
6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること  
7 事故時等における応急措置及び避難に関すること  
8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項各号のうち該当号数に応じた「1」～「8」までの数字を、  
同法第59条第2項(作業内容変更時の教育)の場合は、「9」  
同条第3項(危険・有害業務の特別教育)に該当する場合は、「10」

②その他の教育訓練 (①及び(11)に係るものを除く)

訓練の内容 (一般教養としての訓練等キャリアアップに資する訓練以外)	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ コンプライアンス研修	2	1	1	1	0.50
ロ					
ハ					

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数(人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数(人)

(8)は、派遣終了後も継続就業を希望している有期雇用派遣労働者で  
①1年以上同一組織単位に派遣見込のある方  
②通算1年以上雇用期間のある方 (について記載が必要です。  
※無期雇用の派遣労働者、60歳以上の者については対象外です。

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

雇用安定措置を講じなかった人数も含む

派遣先の同じ職場(組織単位)への派遣期間(見込)を通算する	対象派遣労働者数	第1号の措置(派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数					第2号の措置(新たな派遣先の提供)を講じた人数		第3号の措置(派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用)を講じた人数		第4号の措置(その他の措置)を講じた人数		雇用安定措置を講じなかった理
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練(雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣(※2)	左記以外のその他の措置	第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数				
計	記入漏れに注意 35	14	9	8	8	3				14			
3年見込み	8	前年度に派遣先に直接雇用の依頼を行い、当年度に直接雇用につながった場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして「第1号の措置を講じた人数」にも計上する										0	
2年半から3年未満見込み													
2年から2年半未満見込み	12	5	3	5	4	2					1	退職してしまっ	
1年半から2年未満見込み	5	1	1								2	努力義務期間のため	
1年から1年半未満見込み													
1年未満見込み(※1)	10			5	3						5	努力義務期間のため	

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (5) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

「見込み」とは... 通算派遣期間 + 個別契約書の派遣期間

様式第11号 (第3面)

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の一人一日当たりの賃金を記載

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	18,667	22,000	12,000	13,400	15,600	15,600	9,000	9,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	0	22,000	22,000	22,000	0	0
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000	0	12,000	9,000	0	0	9,000	9,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000	0	9,200	9,200	9,200	0	0
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

01~99の金額の単純平均を記入(小数点以下は四捨五入)

**派遣料金(1日(8時間当たり)の額)の計算式**  

$$\frac{\text{報告対象期間中の労働者派遣料金の総額}}{\text{報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数}} \times 8\text{時間}$$
 ※小数点以下は四捨五入

**派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)の計算式**  

$$\frac{\text{報告対象期間中の派遣労働者の総賃金} \times \text{手当、賞与も含む}}{\text{報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数}} \times 8\text{時間}$$
 ※小数点以下は四捨五入

日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に算出して記載  
 ※職業分類については、総務省ホームページより検索できます。

様式第11号 (第4面)

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の一人一日当たりの賃金を記載

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）（続）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 生産設備制御・監視従事者								
50								
51 機械組立設備制御・監視従事者								
52 製品製造・加工処理従事者								
53								
54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56 製品検査従事者								
57								
58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 定置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

**派遣料金(1日(8時間当たり)の額)の計算式**  
 (報告対象期間中の労働者派遣料金の総額) ÷ (報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間  
 ※小数点以下は四捨五入

**派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)の計算式**  
 (報告対象期間中の派遣労働者の総賃金) ※手当、賞与も含む ÷ (報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間  
 ※小数点以下は四捨五入

日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に算出して記載  
 ※職業分類については、総務省ホームページより検索できます。

日本標準職業分類で検索をしても該当する職業分類がない場合は、こちらに記入

「全業務平均」は施行令第4条第1号～18号までにおける業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること。  
※派遣料金と賃金は全て小数点以下は四捨五入

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の一人一日当たりの賃金を記載

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	31,500	31,500	31,500
4-1 情報処理システム開発	30,000	30,000	30,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

(10) マージン率等の情報提供の状況

※記入漏れに注意

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 ( )	

※複数選択可

※平成24年法改正により派遣元事業主に義務付けられております。  
(法第23条第5項)

※令和3年4月よりマージン率等については、原則インターネットの利用による情報提供が必要になります。

「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者数

次の方が対象となります。  
 ・キャリアコンサルティング経験あり  
 ・職業能力開発推進者就任経験あり  
 ・人事担当の3年以上の職務経験あり

派遣元責任者がキャリアコンサルティング担当を兼務する人数を記載

(11) キャリアアップ措置の

① キャリアコンサルティング担当者の人数

	計	うち		うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
		うち社内の者	うち社外の者		職務経験あり	知見あり
計	2	2	0	1	1	0
キャリアコンサルタント	1	1	0	—	—	—
上記以外の担当者	1	1	0	—	1	0
営業職				—		
その他	1	1	0	—	1	0

キャリアコンサルティング等についての職務経験はないが知識を有する者

② キャリアコンサルティングの実施状況

報告対象期間1年間(退職者含む)の派遣労働者数を記載

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
50	10	40	30	5	25	30	5	25

派遣労働者の雇用形態について 該当する番号に○を付け、その番号ごとに報告書(6面)を作成すること。

③ キャリアアップに資する教育訓練(1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

雇用開始から1年目、2年目のカウント 訓練の内容等 この欄は記入必須です。必ず記入して下さい。	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給	
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降					
イ 入職時等基礎的訓練						40				1	1	1	1
(イ) 新規採用者訓練	1				10	10							
(ロ) 訓練が特定できるように具体的に記載	該当する種別番号を記載				各年ごとの実施時間の総計				記入漏れに注意				
	各年ごとの対象となる派遣労働者数				各年ごとの受講者人数				備考				
ロ 職能別訓練													
(イ) システム設計・技能研修	2	2	2	2	40	80	96	20	2	1	1	1	
(ロ) OA機器操作訓練	10	20	12	8	10	10	12	5	備考				
	1	2			10	6			1	2	1	1	
	5	3			5	3			備考				
ハ 職種転換訓練													
(イ) ワークスタイル多様化研修				4				10	2	1	1	1	
(ロ)				6				5	備考				
									備考				
ニ 階層別訓練													
(イ) リーダー就任研修			4	5				16	2	1	1	1	
(ロ)			2	2				2	備考				
									備考				
ホ その他の教育訓練													
(イ) ビジネススキル研修	1	2	2	2					1	3	1	1	
(ロ) 経理研修	5	5	3	2					備考				
		2	3	2					1	1	1	1	
		5	2	3					備考				
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)					110	106	112	53	1~3年目のaの合計 (c)				328
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)					10	13	12	5	1~3年目のbの合計				35
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(a÷b)					11	8	9	10	1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)				9
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)									訓練時の賃金額 ÷ 総訓練時間				

厚生労働大臣が定める基準は、「訓練方法の別」が1又は2「訓練費負担の別」が1「賃金支給の別」が1であるもの

小数点切り捨て

6月1日が報告対象日となり、年度報告の報告対象期間とは異なります。

※報告対象日について  
6月1日が日曜日に当たる場合は、6月2日現在とし  
土曜に当たる場合は、6月3日現在とする。

II 6月1日現在の状況報告

6月1日に実際に派遣された労働者（日雇以外）の実人数を記載  
※日頃は派遣労働に従事している派遣労働者であっても、6月1日に派遣されなかった労働者は除く

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数 ※「通算雇用期間」とは、報告対象日（6月1日）以前、実際に雇用されていた期間

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	
42	25	19	9	7	2	2	6	5

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	15	0	0
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師					
13 -2 准看護師					
13 -3 保健師、助産師					
14 -1 診療放射線技師					
14 -2 臨床検査技師					
14 -3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	6
26 会計事務従事者	2	0	0	2	2
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

○6月1日に実際に派遣された労働者の実人数を日本標準職業分類（中分類）に基づく職種別に記載

※職業分類については総務省ホームページより検索できます。

○複数種類の業務に従事した場合は、6月1日最も多く従事した業務に記載

様式第11号 (第8面)

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	4	5	4
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載

○6月1日に実際に派遣された労働者の実人数を日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に記載  
 ※職業分類については総務省ホームページより検索できます。  
 ○複数種類の業務に従事した場合は、6月1日最も多く従事した業務に記載

日本標準職業分類で検索をしても該当する職業分類がない場合は、こちらに記入

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載

③ 特定製造業務従事者の実人数 (①の内数)

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
10	5	4	5	4

②の49～59の合計数を記入

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数 (①の内数)

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2	0	2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

実績人数の中で、対象者がいる場合は忘れずに記入して下さい  
 複数該当する場合は、もっとも該当する事項に記載

様式第11号 (第9面)

6月1日に実際に派遣された日雇労働者の実人数を記載

※日頃は派遣労働に従事している派遣労働者であっても、6月1日に派遣されなかった労働者は除く

- i 「高齢者」とは、60歳以上の者
- ii 「昼間学生」とは、雇用保険の適用を受けない学生
- iii 「副業として従事するもの」とは、生業収入の額が500万円以上の者
- iv 「主たる生計者でない者」とは、生計を一にする配偶者等の収入により生計を維持するものであり、世帯収入の額が500万円以上の者

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ iv に該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	
4	1	1	2	1	0	0	1	1	0	0

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ iv の合計の内数)

日雇派遣労働者	
協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
2	1

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
4-1 情報処理システム開発		
4-2 機械設計	1	1
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OAインストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

複数業務に従事した日雇労働者については、報告対象となる6月1日現在において、もっとも多く従事した業務に従事したものとする。

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	1
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

登録者のうち、6月1日に雇用されている者と過去1年以内に雇用されたことのある者の実人数  
※過去1年を超える期間にわたり一度も雇用されていない者は除く

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

20 登録制度がない場合は「0」

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	15	—	0
健康保険	27	13	—	2
厚生年金保険	27	13	—	2

「雇用見込み」とは6月1日における通算雇用期間+雇用契約の雇用期間

第7面の1-①欄に記載した派遣労働者数の内数になる

雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況について

※ 実際に6月1日に派遣された労働者のうち、未加入者がいる場合は該当する理由の番号に○印を付け人数を記入し添付してください。

（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とします。）

許可番号	派 4 3 - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	事業所の名称	株式会社 労働商事
------	-------------------------	--------	-----------

【雇用保険】

未加入者数 4 人

未加入の理由	1. 1週間当たりの所定労働時間が20時間未満であるため	人
	2. 雇用契約の期間が31日未満であり、契約期間満了後においても引き続き雇用が見込まれないため	4 人
	3. 昼間学生のため	人
	4. 法人の役員のため	人
	5. 事業主と同居している親族のため	人
	6. 加入手続き中（令和 年 月 日に手続き完了予定）	人
	7. 派遣労働者が加入拒否しているため	人
	8. その他 理由を具体的に記入してください	人

【健康保険・厚生年金保険】

未加入者数 4 人

未加入の理由	1. 雇用契約の期間が2ヶ月以内であり、契約期間満了後においても引き続き雇用が見込まれないため	4 人
	2. 1週間の所定労働時間または1月間の所定労働日数が通常の労働者の3/4未満であって	—
	(ア) 1週間の所定労働時間が20時間未満であるため	人
	(イ) 賃金の月額が8.8万円未満であるため	人
	(ウ) 学生であるため	人
	(エ) 被保険者が常時50人以下であり、任意特定適用事業所の申し出がなされていない事業所に使用されているため	人
	3. 70歳以上のため厚生年金保険は未加入、健康保険のみ加入	人
	4. 75歳以上のため	人
5. 個人事業主で従業員が5人未満のため、事業所として未加入	人	
6. 加入手続き中（令和 年 月 日に手続き完了予定）	人	
7. 派遣労働者が加入拒否しているため	人	
8. その他 理由を具体的に記入してください	人	

注1) 未加入者がいない場合は添付不要です。

注2) 事業所ごとに作成して添付してください。

# 労働者派遣事業報告書の作成チェックリスト

※このチェックリストは提出不要です。

1面	項目	チェック箇所
<input type="checkbox"/>		許可番号、事業所枝番号、許可年月日
<input type="checkbox"/>		<b>記名</b>
<input type="checkbox"/>		実績がない場合は、左上に「実績なし」と記入
<input type="checkbox"/>	7	産業分類、分類番号(4ケタ)
<input type="checkbox"/>	8	事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日 <small>☞詳細は「FAQ 7」参照</small>
<input type="checkbox"/>	11	請負事業の実施の有無 <b>※「有」の場合は2面(3)請負事業の売上高も必須</b>

2面	項目	チェック箇所
<input type="checkbox"/>	(1)	派遣労働者数等雇用実績の実人数、数字の足し上げ、内数の関係の数値に矛盾がないか
<input type="checkbox"/>	(1)①	<b>全労働者の人数</b>
<input type="checkbox"/>	(2)	<b>事業所ごとの労働者派遣事業の売上高</b>
<input type="checkbox"/>	(3)	事業所ごとの請負事業の売上高 <b>※金額計上ある場合1面11は「有」に○囲みあるか</b>
<input type="checkbox"/>	(6)①	労働安全衛生法第59条の該当番号、教育の内容
<input type="checkbox"/>		受講した派遣労働者数
<input type="checkbox"/>	(8)	<b>雇用安定措置の数字の足し上げ、内数の関係の数値に矛盾がないか</b> <small>☞詳細は「FAQ 10」参照</small>
<input type="checkbox"/>		「計」欄が、それぞれ「3年見込み」～「1年未満見込み」の縦計になっているか
<input type="checkbox"/>		横欄の計(「第1号の措置を講じた人数」から「第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数」の合計) ≥ 「対象派遣労働者数」 ※横欄の計が対象労働者の人数より多くなる場合がありますが、少なくなることはありません。 <small>☞詳細は「FAQ 10」参照</small>

3～5面	項目	チェック箇所
<input type="checkbox"/>	3, 4, 5面	最低賃金を下回っていないか
<input type="checkbox"/>	5面(10)	マージン率等の情報提供の状況 <b>※「その他」の場合は具体的に記載</b>

1～5面 記入箇所 **赤**は必須 **黄**は該当すれば必須

# 労働者派遣事業報告書の作成チェックリスト

※このチェックリストは提出不要です。

6面	項目	チェック箇所
<input type="checkbox"/>	(11)①	キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数について、実人数、数字の足し上げ、内数の関係の数値に矛盾がないか
<input type="checkbox"/>	(11)③	表欄外のいずれかに「○」(「1 フルタイム(1年以上雇用見込み)」、「2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)」、「3 1年未満雇用見込み」)
<input type="checkbox"/>		複数の勤務形態がある場合、混在せず1枚ごとに作成
<input type="checkbox"/>		最低賃金額を下回っていないか(「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均))
<input type="checkbox"/>		「訓練の方法の別」「訓練の実施主体の別」「訓練費負担の別」「賃金支給の別」に該当番号の記載
<input type="checkbox"/>		上記該当番号に応じて、「実施時間の総計」「受講者の実人数」の足し合わせ ※「訓練の方法の別」は「1」「2」、「訓練費負担の別」は「1」、「賃金支給の別」は「1」であるものを足し合わせる
<input type="checkbox"/>		表下部の(a)(b)(「各年ごとの厚生労働大臣が～(一部省略)実施時間の総計」の合計)及び「受講者の実人数」が、それぞれの訓練に記載された合計数と一致。(小数点切り捨て)

7～9面	項目	チェック箇所
<input type="checkbox"/>	7面1 ①②	6月1日現在の状況報告が実人数で、数字の足し上げや、内数の関係の数値に矛盾がないか
<input type="checkbox"/>		1①と1②の合計、内訳が一致(有期、無期、協定対象派遣労働者の内訳も一致)
<input type="checkbox"/>	9面3	雇用保険等の適用状況の人数が、7面1①②と数値に矛盾がないか。(7面1①②より9面3の合計が多くなることは無い)

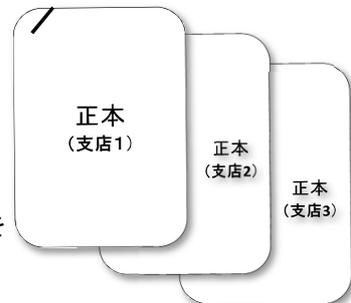
その他	チェック箇所
<input type="checkbox"/>	複数事業所分提出する場合、「正本」、「副本」、「会社控え」ごとに分類、12号等の他の書類の混在無し
<input type="checkbox"/>	労使協定を締結している場合、協定書の添付(写しを2部) 詳細は「FAQ 5」参照
<input type="checkbox"/>	郵送での提出は、切手を貼った返信用封筒を同封

6～9面 記入箇所 赤は必須 黄は該当すれば必須



複数事業所がある場合

複数事業所がある場合は、正本、副本、会社控えごとに分類して提出して下さい



1～9面までを  
ホッチキス

提出先

〒860-8514

熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局 職業安定部職業安定課 需給調整事業室